

第五号議案

大分県立夜間中学校への学校運営協議会の設置について  
学校運営協議会を設置する学校として左記のとおり設置する。

令和八年二月二十六日提出

大分県教育委員会教育長

山田雅文

設置学校

大分県立学びヶ丘中学校

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五第一項及び大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成二十六年大分県教育委員会規則第十号）第二条第一項の規定により、県立学びヶ丘中学校に学校運営協議会を設置したいので提案する。

## 大分県立夜間中学校への学校運営協議会の設置について

令和8年2月26日

義務教育課

下記のとおり、学びヶ丘中学校に学校運営協議会を設置する学校として設置する。

### 1 設置根拠

大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第2条

**第二条** 法第四十七条の五第一項の規定により、大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者、地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者による学校運営の支援及び協力を促進することにより、これらの者と学校との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むという目的を達成するため、教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。

### 2 設置理由、委員構成

#### (1) 背景

年齢、国籍、不登校経験など、多様な背景を持つ生徒の力を最大限に引き出すための学習支援、生活支援、言語支援が求められている。

#### (2) 目的

令和7年度に設置した夜間中学開校支援委員会では、教育、国際交流、福祉等の専門家や自治会役員より、基本構想、教育内容等について専門的な知見を得てきた。

そこで、学校運営協議会では、これらの委員を中心に地域住民、保護者等を加えて組織し、その知見を活かして、生徒一人ひとりの課題に寄り添った支援を行う。

また、ICTの活用や地域との連携により、多様性を認め合い、誰もが安心して学び、成長できる「地域とともにある学校」の実現を目指す。

#### (3) 委員構成(案)

学識経験者(1名)、国際交流団体関係者(1名)、福祉関係者(2名)、日本語教育関係者(1名)、情報化推進関係者(1名)、地域住民(3名)、保護者等(1名)、学校関係者(2名)、行政関係者(1名) 計13名程度

### 3 今後の予定

令和8年4月 学校運営協議会 設置  
学校運営協議会委員推薦書の提出

令和8年5月 第1回学校運営協議会